

可処分時間増加による
景気回復政策の提案

景気回復研究会

座長 川端 達夫
顧問 熊谷 弘
事務局長 島 聡
事務局次長 浅尾慶一郎

経済政策に求められる発想の転換

- 可処分時間増加政策¹ -

1. 第三の波に求められる政策とは何か

読者の皆さんは「欲しいものは何ですか？」と問われれば、一体何と答えるだろうか？ 答えに窮する人も多いのではないだろうか。大量消費、大量廃棄の問題点が明らかになり、消費者の趣向は確実に変化している。白黒テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫が「三種の神器」と呼ばれた昭和 30 年代、カラーテレビ、クーラー、自動車が「新三種の神器」と呼ばれた昭和 40 年代と異なり、消費者の欲求を特定することは極めて難しくなっているのである。

それでは、「欲しいものがないのであれば、2 週間の休暇をあげましょう。」と言われればどう感じるだろうか？ 喜ばない人はいないだろう。早速、どこへ行こうかと思いを巡らす人も少なくないのではなかろうか。実際に 2 週間の休暇中にバカンスを楽しむことができれば、人々はそれほど躊躇することなく財布の紐を緩めるだろう。

この仮定は、現代の個人消費の特徴を極めてよく表している。本稿の目的は、このような消費の変化の背景にある要因を解き明かし、このような時代に政府が取り組むべき政策を提示することにある。

(1) サービス化の進展する日本経済

日本経済は現在不況に喘いでいる。政府は、景気が悪くなると公共投資の発動と減税、若干持ち直すと財政の引き締めを繰り返す、いわゆるストップ・アンド・ゴー政策を繰り返してきた。しかし、金利は史上最低水準まで低下しているにもかかわらず盛り上がらない企業の設備投資、雇用不安にさらされて萎縮してしまった個人消費と、民間需要は一向に動く気配がない。金融政策と財政政策の総動員で、景気は何とか支えられている状態だが、GDP をはるかに凌ぐ借金を抱える日本政府にいつまでも日本経済を支える余力はない。日本政府のとってきた経済政策が行き詰まりをみせていることは、誰の目にも明らかである。

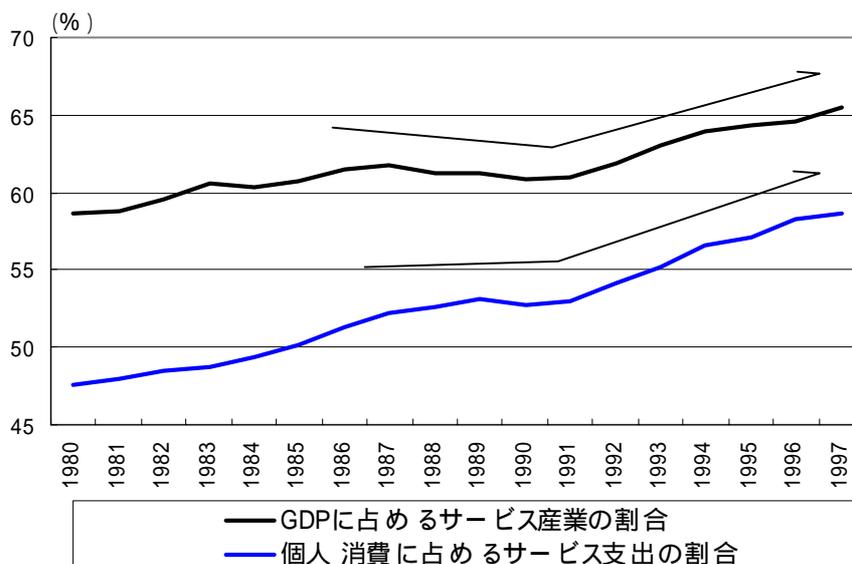
従来、比較的うまく機能してきたと考えられている日本の経済運営が、これほど行き詰まりを見せているのはいったいなぜか？ その答えは、経済のサービス化、ソフト化にある。サービス化、ソフト化はよく指摘されるところであるが、本当のところどの程度進展しているのか、数字で検証してみたい。

¹ 本稿は、(株)エアーリンク会長の瀧本康行氏のアイデアおよび 1998 年 10 月に Voice に掲載された論文をもとに作成されたものである。

日本の GDP（国内総生産、すなわち国全体で生み出される付加価値）のうち、サービス産業が生み出している割合を見ると、1997年時点で、65.5%に達している。特に、バブル経済の破綻した1990年代に入って、伸びを加速していることが分かる（図表1）。

需要サイドに目を移してみよう。日本の GDP の約 6 割は個人消費によって構成されている。景気は消費次第と言われる所以である。今の景気が一向に盛り上がらないのも、個人消費の低迷によるところが大きい。個人消費の指標としては、百貨店の売上高や自動車の販売台数が注目されるが、これらは必ずしも家庭の消費の実態を示していない。97年時点で58.7%はサービス消費によって構成されているからである。国民経済計算（SNA）におけるサービス消費には、借家の賃料や自己所有住宅の帰属家賃（借家であれば払っていると想定される賃料、借家と同様のサービスを受けていると仮定される）が含まれるので、実感以上に高めに突出している部分があるが、景気の動きに最も大きな影響を与える個人消費の6割弱がサービス消費によって占められていることは厳然たる事実である。供給サイドと同様、1990年代に入り、モノの消費が落ち込む中で、サービスの割合は上昇速度を速めている。

図表1 日本経済に占めるサービスの割合



（注1）数値はすべて名目値

（注2）GDPの「合計」は経済活動別の国内総生産の小計

「サービス産業」は電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、

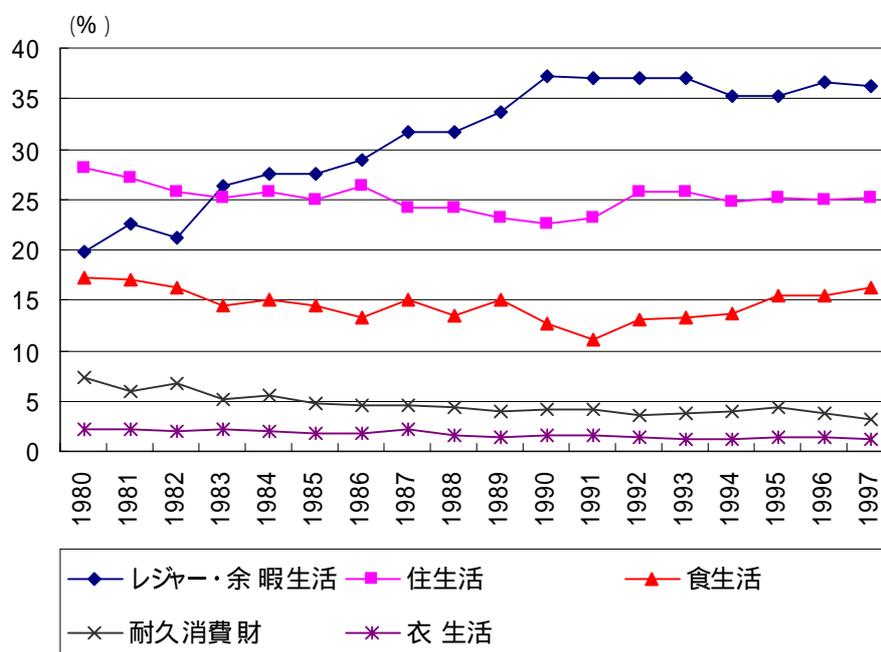
運輸・通信業、サービス業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の和

（資料）経済企画庁「国民経済計算年報」

上記のマクロ的なサービス化の動きは、国民の生活習慣の変化に支えられたものである。衣食住といった生活の基本的なニーズが満たされた今、国民の趣向は「モノ」から「サー

ビス」に転換している。総理府の世論調査によると、今後の生活の力点をどこにおくかという質問に対して、4割弱の人が「レジャー・余暇生活」をあげており、「住生活」、「食生活」という回答を大きく上回っている。時系列でみると、「レジャー・余暇生活」は、1983年に「住環境」を抜いた後、1990年には30%後半に達し、その後安定的に推移している。「住生活」の落ち込みについては、土地の高騰によって国民が住宅のレベル向上をあきらめたとの解釈も可能であるが、全体として、サービス消費に対するニーズが高まっていることは間違いない。国民の意識として、サービスを優先するスタンスが定着しているのである。

図表2 今後の生活の力点



(注) 本調査は1997年までは毎年行われてきたが、1998年以降は実施されていない。

(資料) 総理府「国民生活に関する世論調査」

トフラーは、情報化を契機とした「第三の波」が、米国で1955年から1965年に始まり、その後、ほとんど時を同じくして先進諸国で力を発揮していると指摘している²。第三の波は、政治、経済、社会のあり方に大きな変革を迫っており、それに対応できない企業や団体、個人は窮地に立たされることになる。経済のサービス化、ソフト化の流れは、トフラーの言う第三の波に乗ったものであると言えるだろう。この第三の波に対応するのが最も難しいのが、トフラーも指摘している通り、「政治」なのである。米国で、第三の波の兆候が現れてからすでに40年が経過し、トフラーが“The Third Wave”を記してからすでに

² Tofflerは、“The Third Wave”(1980)のなかで、一万年ほど前に起こった農業革命を第一の波、17世紀に起こった産業革命を第二の波と位置づけ、それに続くものを第三の波と定義している。

約 20 年が経過している。1990 年代に入って起こった米国経済の復活と、日本経済の失速は、第三の波への政治の対応の巧拙と密接に関係している。米国政府が、シリコンバレーを中心とする新勢力と手を結び、経済の再建に成功したのに対し、日本政府は対応を怠ってきたのである。

(2) サービス時代に求められる「可処分時間」の増加政策

今求められているのは、第三の波に対応した政策の実行である。インフレや企業の設備投資、個人の住宅建築の調整を目的とした金融政策、道路建設や治山治水に費やされる公共投資はいずれもモノの経済を前提とした政策である。いずれも、第三の波に対応する処方箋とはなっていない。そもそも、経済の 7 割に迫る部分をサービスが占めている日本経済を相手にしておきながら、製造業の生産指数（通商産業省発表）の動きを見て景気を占っているエコノミストに、有効な経済対策を打ち出すことができるはずがない。

羽田（1998）によると、サービス財の本質的な特質の一つに、「時間・空間の特性性」がある³。第三の波に対応した政策を見出すためには、この特質を踏まえる必要があると考えられる。

サービス財の持つこの特質はモノと比較すると分かりやすい。モノには物理的に同じ状態を保つ時間、すなわち寿命がある。対して、サービスには基本的に寿命という概念が存在しない。代わって、サービスに必要となるのは「時間軸」である。理髪師の整髪サービスを例にとると、顧客は 30 分なり 1 時間なり、理髪店で座っていなければ望んだサービスを受けることができない。

同じことが空間についても言える。すなわち、サービスが成立するためには、サービスを提供する側と受ける側が出会っていなければならない。二つのものが出会うためには、時間と場所（空間）の特定が不可欠であることになる。

これらの特質はサービス財の非貯蔵性に由来する。サービスには在庫という概念が存在しないのである。この特質ゆえに、各種のサービス財は例外なく時間・空間の要素に束縛されることになる。もっとも、その「限定度」については、サービスの種類によって格差が存在する。

³ 羽田昇史『サービス経済と産業組織』（1998）

図表4 時間・空間の限定度

<サービス主体×サービス対象>	<例>	<時間・空間の限定度>
	理髪店 家事サービス 遊園地サービス	空間的に1カ所に限定
	運輸 リネンサプライ クリーニング	空間的に線上に限定
	保険・教育 TV放送	限定度少ない (時間・空間両方)

(出所) 野村清『サービス産業の発想と戦略』(1983)

世論調査(図表2)でも明らかのように、国民が現在求めているのは、「余暇・サービス」である。この流れは、トフラーの言う第三の波に乗ったものであることはすでに指摘した通りである。注目すべきは、諸処のサービス財の中でも、余暇・サービスに該当する部分は、最も時間・空間の限定度が大きいということである。すなわち、旅行、レジャーなどを楽しむためには、時間・空間が確保されない限りサービスの消費を行うことができないのである。

従来、消費を喚起する政策といえば減税であった。個人の所得から強制的に徴収される税金を軽減して、「可処分所得」を増加させる政策である。この政策に欠落していたのはサービス消費に必要な時間を確保することである。度重なる所得税減税にもかかわらず、消費が盛り上がらない原因はこの部分にあったのである。

以上にみてきたように、現在、日本には第三の波が襲っており、それに対応した政策スタンスが必要となっている。このような前提に立って、以下では今後検討すべきものとして、「可処分時間」を増加させる政策を提案したい。

2. 日本の休暇制度の現状と課題

可処分時間を個人の自由にできる時間と定義すると、非可処分時間とは個人が自由に利用することができない時間、すなわち労働時間のことを指す。可処分時間を増加させる方法は、労働時間の短縮以外にないのである。日本の労働時間の現状を確認しておくと、総労働時間は1879時間(1998年)となっており、1500時間台のドイツ、1600時間台のフランスなどと比較すると依然大きな較差があるが、政府が目標とする1800時間には確実に近づきつつある。しかし、実際は、ホワイトカラーにみられるサービス残業の存在、休暇制

度の貧弱さなどにより、労働者のゆとりのある生活を確保するには至っていない。

本稿の目的は、可処分時間を増加させることにより、第三の波に対応した個人のゆとりある生活を確保するとともに、日本経済を再生することにある。この目的を果たすためには、休暇制度を充実させるのが最も近道である。

(1) ILO 第 132 号条約 (国際標準) とかい離した日本の休暇制度

ここではまず、日本の休暇制度を、ILO の年次有給休暇に関する条約と比較しながら見ていきたい。ILO では、年次有給休暇について規定した第 52 号条約を第二次世界大戦前の 1936 年に第 52 号条約として採択している。この条約は、1970 年に改正され、第 132 号条約となっている。

日本の休暇制度は、ILO 第 132 号条約と以下の二点で異なっている。そのため、政府はこの条約を批准していない。また、現在の制度を前提とする以上、今後も批准することは難しい⁴。

図表 5 日本の有給休暇制度と ILO 第 132 号条約との比較

	年次有給休暇付与日数	連続休暇規定
ILO 第 132 号条約	3 労働週(最低 6 ヶ月の勤務期間を条件とする)	少なくとも中断されない 2 労働週を付与しなければならない
日本の労働基準法	10 労働日 (6 ヶ月の継続勤務を要件とする)	なし

先進国の中でも、日本以外に、フランス、米国、英国などが当条約を批准していない。しかし、フランスでは有給休暇法で実質 30 日の年次有給休暇が保障されており、12 日間は連続休暇とすることが義務づけられている。法制度面から見れば、ILO 第 132 号条約の条件をクリアーしている。一方、判例を重視する英米法では、休暇制度が法制度化されていないが、米国および英国では、労働協約で同条約と同等以上の休暇が付与されているのが実態である。すなわち、同条約は実質的に国際標準となっており、日本は国際標準から見ると、はるかに劣った休暇制度しか有していないことになる。

⁴ 1998 年 12 月 31 日現在の批准国は、フィンランド、イタリア、ポルトガル、ドイツ、スイスなど欧州諸国を中心とした 30 カ国となっている。労働省は、今後も批准予定はないとの見解を示している。

図表6 各国の有給休暇制度の概要

ドイツ	連邦休暇法	24日（日曜を除き、土曜を含む）
	実態	30.7日（土日を除く）
フランス	有給休暇法	30日（最低12日は連続）
イギリス（労働協約）		20日～25日
アメリカ（労働協約）		1週間～5週間

（資料）松原亘子『ゆとり休暇のすすめ』（1996）等

（2）日本の有給休暇の実態

制度の不備以上に深刻なのが、その休暇制度すら労働者が有効に利用できていない点である。有給休暇の消化率をみると、6割に遠く及ばない水準で推移しており、ここ二年間は低下傾向で推移しているのである。日本の労働者は、半分近くの有給休暇をあっさりと捨ててしまっていることになる。100%取得を当然の前提とする欧米諸国との違いは極めて大きい。

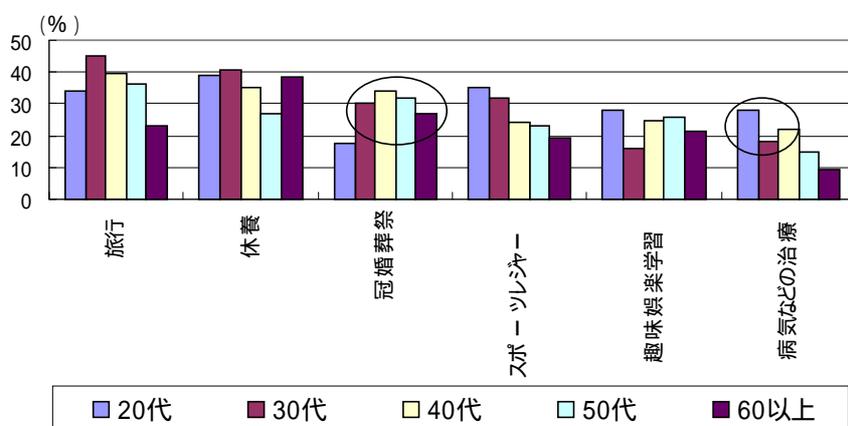
図表7 有給休暇の取得状況

	1990	1995	1996	1997
平均付与日数	15.5	17.2	17.4	17.4
平均取得日数	8.2	9.5	9.4	9.4
消化率	52.9%	55.2%	↘ 54.1%	↘ 53.8%

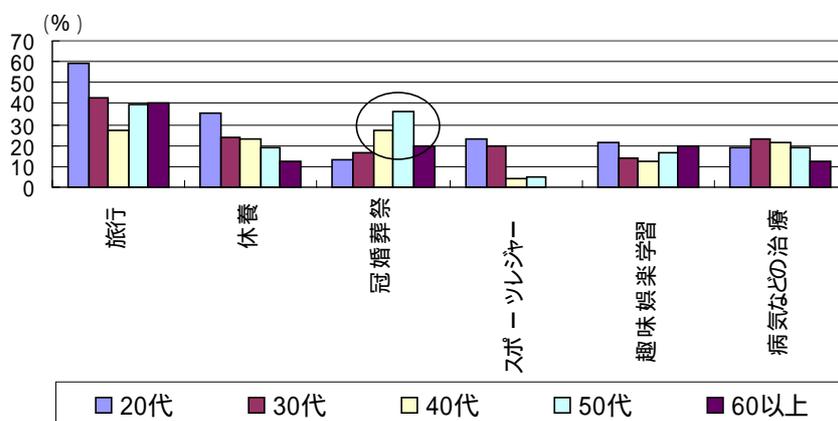
（資料）労働省『賃金労働時間制度等総合調査』

また、有給休暇の用途をみても、有給休暇の本来の目的である「旅行」や「休養」の他に、「冠婚葬祭」や「病気の治療」などが上位に入っている。特に、30代、40代の働き盛りの世代に限って見ると「冠婚葬祭」の割合が「旅行」や「休養」に匹敵する水準に達している。一方、若年層の男性では、他の世代と比較して「病気の療養」の割合が高い。これらの理由に有給休暇が使用されている状態では、雇用者のゆとりある生活にはつながっていない。

図表8 有給休暇の使用目的
(男性)



(女性)



(資料) 総理府『今後の新しい働き方に関する世論調査』(1995)

以上見てきたように、日本の有給休暇制度には制度上の不備がある上に、既存の制度すら有効に利用されていないという二重の問題を抱えている。政府は「ゆとり休暇推進要綱」(労働省)を1995年7月に発表し、「ゆとり休暇」の推進について労使が自主的に取り組むべき事項を指針として示している。しかしながら、それ自体は指針にとどまっており、実現へ向けての実効性のある施策は策定されていない。

政府が手をこまぬいている間に、経済の停滞で日本の有給休暇を取り巻く環境は悪化しているのが実状である。このことは、有給休暇の取得率の低下に如実に表れている(図表7)。過去の調査では、有給休暇を消化できない理由としては「後で多忙になるし、同僚にも迷惑になる」とする回答が多かった⁵。リストラで人員削減が進む中、労働者は今までで

⁵ 若干古い調査ではあるが、総理府『労働時間・週休2日制に関する世論調査』(1986年)によると、「年休を6日以上使わなかった理由としては、25.7%の回答者が「後で多忙になるし、同僚にも迷惑になる」と回答している。理由の第2位は、「病気や急な用事のために残しておく」(17.8%)となっている。

上に多忙な状態に置かれていることは想像に難くない。労働者は仕事に忙殺されてますます休暇を楽しむ余裕がなくなっているのである。このような状態では、減税を実施したところで、浮いたお金を利用してバカンスを楽しむことは不可能である。

勤労者がゆとりある生活を送れるようにするためにも、経済を再生するためにも、この悪循環を断ち切る必要がある。

3．政策提言

(1) 労働基準法の改正

本稿で提案する政策案の目的は明確である。勤労者が、長期のバカンス休暇を楽しむことができるよう、連続 2 週間の長期休暇を“実際に”取得できるようにすることである。そのために、日本の有給休暇制度、すなわち、労働基準法第 39 条の改正を提案する。この改革が実現すれば、ILO 第 132 号条約の批准に問題がなくなり、勤労者は国際標準と同等レベルの有給休暇制度を手にするようになる。

現行の労働基準法第 39 条第 1 項

使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続して勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

現行の労働基準法第 39 条第 2 項

使用者は、一年六箇月以上継続して勤務した労働者に対しては、六箇月を超えて継続勤務する日から起算した継続勤務年数一年（当該労働者が全労働日の八割以上勤務した一年に限る。）ごとに、前項の日数に一労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、総日数が二十日を超える場合には、その超える日数については有給休暇を与えることを要しない。

有給休暇を勤労者の取得権から使用者の付与義務へ

日本の労働基準法では、年次有給休暇は 6 ヶ月間継続勤務し、かつその間の所定労働日の 8 割の以上出勤することを条件に、勤労者に付与されることになっている。本来、勤労者の権利であるはずの有給休暇が、勤労の報酬的な位置付けに置かれているのである⁶。しかも、すでに見たように、勤労者は日頃の勤労の報酬として与えられた有給休暇すら取得

⁶ 判例では、39 条は労働者が一定の条件を満たしたときに得る権利として位置づけられている（1973 年「国鉄郡山工場事件・林野庁白石営林署事件」判決）。

することができていないのである。日本中で行われているサービス残業と同様、この部分でも労働基準法は「ザル法」となっている。この背景には、個々人が周りに対する配慮を怠らないという文化的要因も当然にあるが、有給休暇を取得できる環境を使用者が整える努力を怠ってきたことが最大の原因であると考えられる⁷。本稿では、労働基準法第 39 条第 1 項を改正し、現行の年次有給休暇を勤労者の取得権から、使用者の付与義務に転換することを提案する。

第 39 条第 1 項の改正案

「有給休暇を与えなければならない」 「有給休暇を取得させなければならない」

現行法規では、第 39 条第 1 項に違反した使用者に対しては罰金が科されている（第 119 条第 1 項）。第 39 条 1 項が上記のように改定された後も、この規定を残すことを提案したい。すなわち、有給休暇を取得させることを怠った使用者に対しては、罰金が課されるのである。

有給休暇日数の引き上げ

勤労者が、基本的に例外なく 2 週間の連続休暇を取得できるようにするためには、有給休暇の取得日数も拡充する必要がある。現行制度では、勤続半年から一年半の勤労者は最低 10 日の有給休暇しか与えられないために、すべてを使い果たさなければ 2 週間の連続休暇が取れなくなってしまう。休暇を 2 週間のみ集中させて、残りは皆勤するというのは非現実的であろう。そこで、現行の 10 日～20 日の日数を 15 日～25 日に拡大する。

図表 9 有給休暇日数の新旧対照表

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5	10.5 以上
現 行	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
改正案	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25

第 39 条第 1 項の改正案

「十労働日」 「十五労働日」

⁷ すでにみたように、有給休暇を消化できない理由として「後で多忙になるし、同僚にも迷惑になる」とする回答が多いということは、使用者が有給休暇を取得することを前提に、労働者を確保していないことを意味する。有給休暇が労働者の権利と扱うのであれば、使用者には、勤労者が有給休暇を取得しても、同僚に迷惑がかからない環境を整備する義務がある。

第 39 条第 2 項の改正案

「総日数が二十日を超える場合」 「総日数が二十五日を超える場合」

連続休暇規定の導入

有給休暇取得日数が増加しても、それを連続して取得できなければ、2 週間のバカンス休暇を取得することはできない。日本の労働基準法には、連続休暇の規定が存在しない。この部分については、第 39 条に新たな規定を導入する必要がある。

第 39 条第 1 項の追加条文（末尾）

年次有給休暇の分割された一部は、少なくとも中断されない十労働日から成るものとする。

（ 2 ） 検討すべき課題

ここで提案した案は、日本の有給休暇制度を大きく変革する、極めてドラスティックなものであるが、検討を加えるべき課題も多々存在する。そのすべてを検討する余裕はないため、ここでは主要なものについてコメントを加えるにとどめたい。

病気休暇の考え方

日本では、勤労者の病気休暇は有給休暇によって賄われている⁸。そのため、有給休暇の主要な利用目的に病気療養が入っている（図表 8）。病で倒れたときに備えて有給休暇を取得しない勤労者は、少なくない⁹。

上記のように、使用者に勤労者の有給休暇の（付与ではなく）取得を義務づけることになると、病気療養に備えて有給休暇の取得を控えたいと考えている勤労者も、使用者に強制的に有給休暇を取得させられる事態を招きかねない。このような事態が生じては、勤労者からの反発も予想されるし、勤労者にバカンス休暇を取得させるという制度改正の趣旨に反する。

根本的な解決策としては、療養休暇制度を有給休暇とは別途定める方法が考えられる。ドイツでは年次有給休暇は「休養休暇」と位置づけられており、病気療養には充当できないことになっている。かわりに、病気療養が必要になった勤労者には、別途補償制度が設けられている。フランスでもドイツとほぼ同様の制度が採用されている。ILO 第 132 号条約も同様の趣旨から、病気療養は年次有給休暇の日数に換算されないこととされている。有給休暇を真に勤労者のバカンス休暇とするためには、日本も同様の制度を採用することが望ましい。しかし、公平感を重んじる日本では、自らの責任で処理できる（有給休暇の消

⁸ 業務上の負傷、疾病については有給休暇には含まれない（第 39 条第 2 項）

⁹ 注 5 参照。

化で収まる)からこそ、病気を理由に休めるのであって、特別な保障が設けられれば、かえって病気療養で休みを取りにくくなる事態も想定される。また、使用者側に新たに課される負担も無視できない。

次善の策としては、残った有給休暇の買い取り制度の導入が考えられよう。買取制度があれば、病気の不安を持つ勤労者は有給休暇を無駄にすることもなくなる。もっとも、この制度は、あくまで勤労者が病気の不安のために例外的に有給休暇の取得を拒むケースに限定されるべきであり、使用者の側の有給休暇を取得させる義務を軽減するものであってはならない。

中小企業に対する配慮

長期休暇の導入は、勤労者の業務を見直し、効率化する機会となるものであり、中小企業にとってもメリットのある制度である。しかし、有給休暇のうち10日間、すなわち2週間を連続休暇とすることは、少ない従業員で業務を行っている中小企業にとっては、代替要員を確保するなどの新たな負担増となる可能性がある。一定規模以下の中小企業に対しては、移行期間を付与するなどの配慮が必要となろう。

バカンス旅行を促進する制度

上記の課題が克服されれば、勤労者には2週間の連続休暇が与えられることになる。バカンスに不可欠な時間が確保されるのである。しかし、長期旅行などのバカンスに出ると、旅費、宿泊費などの費用が家計には付加されることになる。この費用をカバーする制度として、バカンス先進国であるドイツおよびフランスには以下のような制度が存在する。

有給休暇をバカンス休暇と位置づけているドイツでは、有給休暇中の賃金が「休暇手当」と位置づけられており、残業手当を含む平均的な賃金をもとにして、一日当たりの手当が算定されている。勤労者は休暇を取得してはじめて手当が支給されることになる。給与が月給ベースで支払われるため、有給休暇を取ろうが取るまいが賃金に影響しない日本の給与形態とは異なる¹⁰。また、バカンスを促す制度として有効なのは、この休暇手当が、休暇の開始に先立って支払われなければならないとされている点である。勤労者は、あらかじめバカンスの元手を手にすることができるのである。ドイツの制度は、勤労者に休暇を取得させるインセンティブを与え、バカンスを促進する優れた制度と言えよう。日本での導入も検討する必要がある。

フランスでも、ほぼドイツと同様の制度が採用されている。加えて、低所得者に対して、旅行にかかる費用を補助する「バカンス小切手」という制度がある。個人の旅行に国が補助金を出すことには異論もあろうが、この制度が導入されることによる誘発効果、社会的な意義は明確である。勤労者にとってバカンスの意義を評価する立場に立てば、十分に検

¹⁰ 日本の場合、有給休暇中の賃金は「通常の賃金」(第39条6項)とされており、施行規則によると、残業代は含まれない。

討に値する政策である。

4．期待される政策効果

本稿で提案した有給休暇制度の拡充策は、不況下で勤労者同士が所得を分け合うワークシェアリング的な発想から出てきたものではなく、第三の波に対応するための“攻め”の政策である。具体的政策効果としては以下のものが挙げられる。

(1) 勤労者の生活の充実

「物質的な豊かさから精神的豊かさへ」、「成熟化社会の到来」、「多様性の時代」、いずれもここ数年の社会的な潮流となっている言葉である。これらの掛け声のもと、コミュニティの再生、ボランティアの必要性などが唱えられているが、実際の参加者の多くは、主婦や子供、高齢者であって、勤労者は主要なアクターとなっていない。一部の企業では、ボランティア休暇が導入されているが、一般の勤労者が社会的な活動に参加することは、相当の使命感か信条でもない限り容易なことではない。また、日頃は朝から晩まで職場で過ごし、土日や、年に数日の有給休暇は冠婚葬祭にあてがわれる生活を送っている勤労者に、多様性を要求するのは酷であろう。

人生は80年の時代を迎え、終身雇用が揺らいだ今、企業中心の人生を全うすることは難しくなっている。おそらく、本稿で提案した政策を実行に移した場合、目に見える最大のメリットは、勤労者の生活スタイルの変革であろう。

企業サイドからみても、高度成長時代に必要であった一心不乱に働く企業戦士よりは、多様な知性や感性を持つ社員を抱えることがメリットとなる時代が到来している。社員の様々な経験は、有形無形の刺激を職場に与え、企業に新たな活力を与える可能性が高い。

(2) 仕事の質の向上

本稿で提案した政策の導入は、一見すると使用者にとっては新たな負担を強いるものである。しかし、休暇の充実は仕事の質の向上に結びつく可能性が高い。サラリーマンなら誰でも、通常であれば二、三日かかる業務を、休みの前に予想以上に効率的にこなせた経験を持っているであろう。

また、職場全体で見ても、長期休暇の取得は業務の見直しに直結する。2週間の長期休暇を取ると、その間の対応のために、休暇前には業務の引継ぎ作業が発生する。業務を引き継ぐ者は、望むと望まざるとにかかわらず、休暇取得者の仕事の内容、仕方を総点検することになる。当然、そのノウハウは休暇取得後の担当者に再び引き継がれる。情報化の進

展が極めて速いスピードで進む中で、業務のやり方を見詰め直す必要性は増大している。日頃の忙しさにかまけて業務の見直しが進んでいない企業にとっては、勤労者の長期休暇の取得はチャンスに転換することも可能なのである。

(3) 経済波及効果

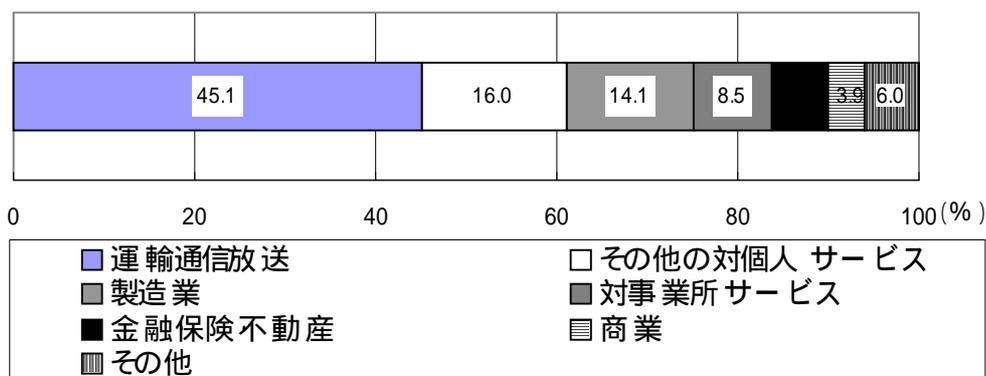
(財) 余暇開発センターは、通産省の委託を受けて、「希望する時期に 2 週間の長期夏期休暇が取得できた場合の経済効果」を詳細に試算している¹¹。試算によると、長期休暇の取得によって国内旅行による消費額が 2 倍以上になるため、直接効果だけで 2.6 兆円、産業連関分析により算出した間接波及効果¹²を含めると、4.6 兆円近くの経済効果が生じる。経済効果が及ぶ分野は多岐にわたるが、特に、「運輸・通信・放送」(構成比 45.1%)、宿泊などの「その他個人サービス」(16%) の波及効果が大きい。

¹¹ (財) 余暇開発センター『自由時間環境の変化と経済・社会的影響に関する報告書』(1995)。同報告書では、連続休暇の過ごし方のアンケート調査を有識者に対して実施し、海外活動、国内旅行、帰省旅行、日帰り行楽・レジャーなどに行動パターンを分類し、行動別の消費総額を推計している。

¹² ある産業で新たに需要が発生すると、その需要を満たすために、関連産業に一定の需要が発生する。典型的には、完成品の需要が増加した場合には、部品産業の需要も増加する。産業連関分析では、これらの効果を合計したものを波及効果と呼んでいる。

図表9 夏期休暇の長期化・分散化に伴う経済波及効果

(構成比)



(資料)(財)余暇開発センター『自由時間環境の変化と経済・社会的影響に関する報告書』(1995)

また、本稿で提案した政策の経済効果は上記で指摘したものに限らない。現在の地方の旅行産業が抱える最大の問題点は、需要が夏休みやゴールデンウィークに集中し、それ以外の稼働率が極めて低いことである。(財)余暇開発センターの試算では、夏季の2週間休暇を前提としているために、需要の平準化の効果は現れていない。個人の有給休暇による2週間休暇の取得によって、観光客の需要が平準化することが予想されるため、地方の旅行産業を悩ませてきた問題がかなりの程度解決することになる。したがって、試算される数値以上に、地方の旅行産業の収益環境は好転する可能性が高い。

もちろん、需要を平準化するためには、一年を通じて勤労者が休暇を取得するよう企業の配慮が必要である。また、家族連れにとっては、学校の休暇制度が足かせとなって、長期旅行に出かけられる時期が限定される可能性が高い。需要の平準化のためには、これらの社会的な制度も併せて変更される必要がある。最終的には社会全体が、休暇制度を活力ある社会を実現するものと位置づけ、積極的に受け入れる土壌を形成する必要がある。もちろん、本稿で提案した政策案はその突破口とするには、十分なものであると考えられる。

(4) 地方の起業家の登場

本政策を実行することによる効果は、地方の旅行産業で最も顕著に表れることが期待される。危惧されるのは、長期休暇が付与されたら、海外旅行に出掛けてしまうのではないかということである。国内旅行者(1997年で延べ2億人強)の1割弱に相当する1680万人が海外旅行に出掛けている現状を考えると、この危惧はあながち的外れなものとは言えない。国内観光資源の乏しさ、旅行費用の割高感が、相対的に海外旅行の魅力を高めているとの指摘は従来からなされてきた。

しかし、この手の指摘は、客観的な事実というよりは、先入観に近いものである可能性

が高い。そもそも、仕事に追われている勤労者にとって、言語に不自由な思いをしながらストレスがたまる海外旅行と比較して、国内の近場でのんびり過ごす国内リゾートの魅力は決して劣るものではなからう。

運輸政策研究機構『新時代の国内観光』（1998）では、観光地の魅力を「賦課資源」、「活動メニュー」、「空間快適性」、「宿泊施設」の4つの要素に分解し、それぞれについて専門家に対するアンケート調査を行っている。この手法によって国内外の主要な観光地を比較したところ、日本の観光地は賦課資源では海外の観光地を上回っているにもかかわらず、空間快適性で大幅な遅れをとっているために、総合的な魅力で劣っていることが明らかになった。日本の観光地は、観光資源には富んでいるものの、それを生かすソフト面での対応が遅れていることを示唆するものである。

魅力ある観光資源を開発し、それを提供できるだけの人材の登場がなければ、観光地としての魅力は高まらない。結局、“鶏が先か卵が先か”という議論になるが、経済効果が顕在化すれば、資源を有効活用するだけの資金とアイデアが登場するであろう。地方では、それを担う起業家の登場が待たれるところである。

(参考文献)

- 運輸政策研究機構 『新時代の国内観光』(1998)
- 経済団体連合会 『経済団体連合会五十年史』(1999)
- 瀧本泰行「景気回復の究極の一手」『Voice』(1998年10月号)
- 西谷敏 『ゆとり社会の条件 - 日本とドイツの労働者権』(1992)
- 野田進、和田肇 『休み方の知恵』(1991)
- 野村清 『サービス産業の発想と戦略』(1983)
- 羽田昇史 『サービス経済と産業組織』(1998)
- 松原亘子 『ゆとり休暇のすすめ』(1996)
- 山口浩一郎、渡辺章、菅野和夫編 『変容する労働時間制度 - 主要五ヶ国の比較研究』(1988)
- 山田紘祥 「リゾート先進国フランスに学ぶ - バカンス支援のソフトシステム」『運輸と経済』(1990年1月号)
- (財)余暇開発センター 『自由時間環境の変化と経済・社会的影響に関する報告書』(1995)
- 労働時間問題研究会編 『労働時間短縮への提言』(1987)
- Toffler “The Third Wave” (1980)